

平成 29 年度第 2 回神奈川県における動物愛護管理施策に

関する検討会概要

【傍聴人 2 名】

議題

神奈川県における動物愛護管理施策について

(事務局から説明)

検討会のスケジュールを改めて確認させていただきたい。

前回、第 1 回では神奈川県における動物愛護管理施策と動物愛護推進のための基金の使途について、検討いただいた。

本日も引き続き神奈川県における動物愛護管理施策についてご検討いただくとともに中間報告の内容について検討いただきたい。

そして、中間報告を 11 月中旬にいただき、最終報告は第 3 回を経て、年度末にいただきたいと考えている。

まずは、神奈川県における動物愛護管理施策について、優先的に取り組むべき事項について検討いただきたい。

県としては優先的に取り組むべきものとして、3つの柱を考えており、それに対して多くの意見をいただいているが、この中でも特に重要なものは何か、さらに必要なものは何かについて、検討いただきたい。

委員

動物保護センター（以下「センター」という。）の現状について、理解を深めていただきたい。保護した犬の状況を写真を使って説明する。

現状ではセンターに保護された動物で、怪我や病気の状態が悪い動物や狂暴な動物については、センターでは治療することができず、また、安楽死の明確な基準が定まっていないため、一部のボランティアの尽力により保護・治療できている状況である。

これを新しいセンターでどのように取り扱うかが課題である。

委員

現在、センターで十分に治療はできない理由は何か。

また、治療できる獣医師はどの程度いるのか。

センター

内科的治療はある程度はできているが、技術、費用、時間といった理由で外科的治療は十分にできていない。

従事する獣医師は4名前後である。

委員

新しいセンターでは保護動物の怪我や病気の治療についてどのような方針で行うのか。

センター

保護動物の日常管理として必要な感染症予防、寄生虫対策、健康管理、避妊・去勢手術等の基礎的獣医療は十分にできるようにしたい。

しかしながら、末期がんのような重度の疾患のある動物に対して、税金を用いて高度な獣医療を行っていくことはすぐには難しいので、ボランティアと協力しながら、動物福祉に配慮した対応を図っていきたいと考える。

また、将来的に保護動物に対する高度獣医療が必要な時代がくることも視野に入れ、高度獣医療にも対応可能な施設を整備していきたい。

委員

予算はあるのか。

事務局

検討会での意見等をふまえ、新しいセンターで行う事業に必要な予算確保に努めていく。

委員

センターは、10年前は全く治療できなかったが、現在は可能な限りやってくれている。

しかしながら、食欲不振の高齢猫の対応ができなかったり、そのままセンターにいと状態が悪くなってしまうような猫がいたりする。

よって、県獣医師会と連携するなどして、治療を充実させて欲しい。

また、治癒した負傷等猫についてもセンターで保護しているが、野生化しているような猫を長期間ケージで保護し続けるのもよくないと思う。

委員

自治体が行うべき対応と、動物の保護活動に強い思いを持って取り組む方が求める対応を一緒にしてはいけないと考える。

例えば海外では、限られた予算、人員で1頭でも多くの命を救うことを目的に基準を設けており、保護施設で行えない手当や処置については、新しい飼い主が手元に引き取ってから行うなどしている。理想とする処置の全てをセンターで行うのは無理があると考えます。どこまでやるかについて、各自治体で基準を作ることが必要と考えます。

また、問題の元である飼い主対策も重要である。先ほどの委員から紹介があった事例は、虐待に該当する可能性もあるので、例えば、虐待の定義を決める必要があるのではないかと考えます。

委員

税金により自治体が行うべき基準と動物思いの方が求める基準を一緒にしてはいけないという意見に賛同します。

センターで高額な獣医療を行うことに県民の理解を得るのは難しいのではないかと考えます。

例えば、麻布大学の附属動物病院ならば、大学の研究に資すると判断された症例は、治療費が大学負担となる場合もあるので、獣医科大学との連携を図ることが大切であると考えます。

委員

ボランティアに相談した上でやむを得ないと判断した場合、センターで安楽死をできるようにする仕組み作りを、入口対策・出口対策よりも先に行うべきであると考えます。

委員

動物愛護管理施策の重点的な取組みとして、「殺処分ゼロの継続」「動物愛護の普及啓発」「災害時動物救護」の3つの柱はよいと考えます。

終生飼養の普及啓発により、不幸な犬猫の減少につながる。

飼い主のいない猫対策は避妊・去勢手術と併せて、地域猫活動等に関する正しい知識の普及啓発が重要である。

行政機関のみでは動物愛護の推進が難しいため、役割分担を明確にして、ボランティアや関係団体等と連携することが大切である。

委員

保護動物の管理について、どこまでをセンターで行い、どこからボランティアに依頼するのかの基準を作ることが大切である。

施設がよくても運用をしっかりとしないといけない。

実はアメリカ、イギリス、ドイツでも殺処分を行っている。安楽死措置の基

準が必要である。

また、保護動物の治療については、開業獣医師と連携することで、的確に、かつ、コストを抑えて行うことができると考える。

委員

これまでの意見を整理すると、県の施設でやるべきこととボランティアに任せてやることの基準を作ったらいかがかとの意見だった。

また、センターも新しくなるので現状のままの継続ではなくて、生かすための施設にすべく何らかの方策を考える必要がある。

センターの獣医師は数では4人いるとのことだったが、実際に治療できるのは1人いるかいないかという状況だと思うので、ボランティアの支援もたしかに良いかもしれないが、治療に熟練した獣医師を配置できるような人事面の施策も必要と考える。

殺処分ゼロを唱えるのはよいが、唱えるのが本当に良いことかは難しいので、ソフト面の充実が必要と考える。

中間報告の内容について

(事務局から説明)

今回は主に基金創設の是非について、検討をいただいた。

その中で、基金創設の前にやるべきことがあるのではないかという意見が出ていた。

具体的には、入口対策・出口対策を充実させるべきというものと、現在のボランティアの補助金制度の見直しをすべきという意見だった。

ボランティアの補助金については、安易な引出し、譲渡を防ぐためにも、金額が明確に分かる獣医療費に限定すべきではないかといった意見だった。

また、基金を創設する場合であっても、「獣医療費」や「繁殖制限処置費用」といった使用目的を指定した寄附制度を設ければ寄附をする側にとっては、使途が限定されていることで寄附しやすくなるのではないかという意見が出ていた。

そして、使途は、動物の保護に関わる活動に対し助成されることが望まれるため、アニマルセラピー活動は、その対象が人であり、人を癒すことが主たる目的のため反対である、また、県においても普及啓発活動を実施している上に、寄附を用い、団体に委託してまで、普及啓発を行う必要はないのではないかという意見が出ていた。

今回は中間報告として基金の創設に対する検討会の意見をまとめていただきたいと考えている。

そのため、前回あまり議論する時間のなかった、基金の具体的な使途や名称

について検討いただきたいと考えている。

具体的な使途を検討するに当たっては、税金に上乗せして、寄附が集まれば集まるほど、より動物愛護が推進する事業、税金での実施は理解を得ることは難しいが、寄附が集まることにより実施が可能になる事業、動物愛護の推進に有効な新しい事業等について、具体的な案や意見をいただきたいと考えている。

委員

基金創設には反対である。

センター建設基金に対して、県所管域外で寄附を募っているボランティア団体からの批判の声もあるし、また、横浜市等、県内の県所管域外で活動しているボランティア団体も県から寄附金をもらっているという誤解が生まれてしまう。

事務局

寄附による事業は県所管域が対象となるため、寄附を集める際には誤解がないよう行う必要があると考える。

県としてやるべきことは税金で行い、その上で寄附があればできるような事業について御意見をいただきたい。

委員

県獣医師会としては基金に対してどのような立場か。

委員

ボランティア支援限定の基金ならば反対であるが、使用目的が決まらなないと、賛成とも反対とも言えない。

他のボランティア団体はどのような考えを持っていると考えるか。

委員

負傷動物は特にコストがかかる。

しっかりと使途を明確にするならばよいと考えるが、ボランティア支援のための基金であれば反対である。

委員

寄附目標はどの程度を見込んでいるか。

事務局

現時点でお答えするのは難しいが、センター建設基金と同規模のようなものは想定していない。

委員

基金は県獣医師会で対応している負傷等猫の治療やセンターの保護動物の健康診断に要する費用等に用いて欲しい。ボランティアにお金が回るような基金であって欲しくない。

委員

県獣医師会で治療している負傷猫も中には1～2日で死亡してしまう事例もあるので、一律に治療費負担を上げるのではなく、長期間中には何年も保管する必要がある事例に対して治療費負担を充実させるようなものがよいと考える。

ボランティアに対しても、健康な動物の引出しに対しては補助は不要で、治療費がかかったものに対して支援するものがよいのではないかと考える。

委員

ふるさと納税と同じ概念で、神奈川県を取り組むことを応援することで、日本全体の動物福祉向上につながるような基金であれば、受益者は県民に限らなくなるため、広く賛同が得られると考える。

そこで、動物を飼っていない人などにも広く賛同が得られるような基金のビジョンを掲げるとよいと考える。

使途については、保護動物の治療に必要な経費に用いたり、獣医科大学の学生がセンターにおいて、保護動物を対象として診療実技を学ぶのに必要な経費に用いたりすること等が考えられる。

委員

獣医科大学との連携に基金を用いることに賛同する。

将来獣医師となる学生の教育・育成にとっても、無料で治療を受けることができる動物にとっても、双方にメリットがある。

委員

積立基金が少額でも運営できる事業を継続していくうちにより多くの賛同が得られるようになるのではないかと考える。

そして、動物の治療等に役立てるといふ基金の趣旨が今後全国に広がるのではないかと考える。

委員

海外の事例を調べることが大切である。

時代により変わってくるかもしれないので、用途をあまり限定せず、柔軟に使用できる余地も残すことも必要である。

委員

登録ボランティアのお二人は、はっきりとした目的に使うならば基金創設に賛成するというだけでよい。

委員

よい。

委員

よい。

委員

寄附を集める対象について、横浜市、川崎市などの政令市も対象として広く集めてよいと考える。

委員

今回の基金の用途が横浜市、川崎市が対象外となることが問題であると考えている。

私は構わないが、現在のセンター建設基金に対して、管轄外のボランティアから批判が出ているので心配しているだけである。

委員

基金に賛同した横浜市民、川崎市民から寄附をもらえるならばよいと考える。気遣いしながら広く集める。

委員

要約すると、はっきりとした目的に使うならば、基金創設は賛成するという意見だったと考える。

委員

基金の名称について、動物愛護団体ではないので、「愛護」ではなく「人と動物の共生推進基金」とか「福祉推進」という文言を使う方がよいと考える。

委員

「福祉」の方がよいと考える。また、他自治体の基金や組織名と重複しない表現とすることが大切である。

委員

「愛護」だと誤解を与えてしまうので、「人と動物の共生推進基金」がよいと考える。

委員

人と動物が幸せに暮らす社会の実現をめざす総合的な施策の実施を目指していることから、「人と動物の共生推進基金」がよいと考える。

委員

それに社会を加え、「人と動物の共生社会推進基金」がよいと考える。

委員

動物が嫌いな人でも好きな人でも共有できるようなものがよいと考える。

事務局

法律の名称が「動物の愛護及び管理に関する法律」となっているので、「愛護」の方が理解を得られやすいと考えるが、検討会の意見を参考にさせていただきたい。

委員

本検討会では「人と動物の共生社会推進基金」がよいという意見が多かったということに御留意いただきたい。少なくとも「愛護」には反対である。

その他、基金以外にも御意見があれば発言いただきたい。

委員

「殺処分ゼロ」という言葉が独り歩きをしており、行政への安易な引取りを求める飼い主がいる。

また、「殺処分」という言葉自体も厳しい表現である。

委員

県議会の答弁で議員からも提案があったが、「いのちをつなぐ率 100%」といった前向きな表現にすべきと考える。

事務局

表現については十分に説明が必要だと考えている。

殺処分ゼロと発表した時にも、あくまでセンターに収容された動物が対象であり、県獣医師会に対応している負傷等猫は含まれていないこと、また、人に危害を与える恐れがある動物や、回復の見込みがない動物は安楽死を行うことを説明している。

しかしながら、殺処分ゼロという言葉は独り歩きをしているので、今後も丁寧に説明するとともに、表現も前向きなものに変えていくことも検討したいと考えている。

委員

致死処置の定義と併せ、動物の苦痛の定義を決めることが大切である。

一例を挙げるとドイツでは委員会を設け、有識者だけでなく、実際に世話をしている人も交えて、自分が飼っているペットだったらどうするかで観点で検討している。

また、苦しみの定義については、治療できない等、人と共に暮らせない場合も対象になっているが、どちらの定義についても日本にあったものを考えていけばよいと考える。

こうした内容も中間報告に盛り込んでいただきたい。

事務局

本日は、たくさんの貴重なご意見をありがとうございました。

本日の結果をふまえて、11月中旬に検討会から県へ中間報告をいただきたいと考えております。

その後、年明けに第3回目を行い、年度末には検討会から県への最終報告について、調整したいと考えております。

中間報告と最終報告のとりまとめは会長に一任したいと考えます。

委員一同

よい。

以上